

平成 29 年 4 月 14 日
シルバー人材センター

事故にあったら、起こしたら…

必ず事務局に連絡を！！

会員の皆様、日頃の就業、お疲れ様です。

皆様には、安全にご配慮されて、就業をしていただき、感謝しております。

事故対応の指針となる基準を作成しましたので、お知らせします。事故は、いかに注意しても、完全に無くすことは困難です。

事故にあったら、起こしたら、まずしなければならないことは、ケガ等への対応・安全の確保等の緊急対応です。そして、できる限り早く事務局に連絡してください。

注意！)

事故によっては、保険対応ができない場合がありますので、
会員の皆様に相応の負担をしていただくことがあります。

< 基準 (概略) >

理事会から会員への対応

会員の過失	対 応
[過失 無]	⇒ 処分無 <u>事故報告書提出</u>
[過失軽度] 軽度の不注意等による事故	⇒ 処分① <u>口頭注意・始末書提出</u>
[過失中度] 指導・ルールの無視による事故	⇒ 処分② <u>処分① + 指導・訓戒</u>
[過失重度] 悪質・重大な指導無視による事故	⇒ 処分③ <u>処分② + 就業停止</u>
[事故多発] 過失中度以上繰返による事故	⇒ 処分④ <u>処分③ + 職務変更勧告</u>

※ 保険適用外の事故の場合、当事者会員は過失と同比率で賠償金・損金を部分負担

会員から理事会への対応

- 1 傷害事故 当事者となった会員は理事会に出席し報告
(入院 1 カ月以上の傷害事故の場合)
- 2 賠償事故 当事者となった会員は理事会に出席し報告
(賠償額 30 万以上の賠償事故の場合)

- ・指針の全文については、事務局で閲覧できます。
- ・ご意見等がございましたら、事務局まで、お知らせください。

<連絡先> 常滑市シルバー人材センター事務局 Tel89-7722